

目黒会四国支部規程

第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は名称を目黒会四国支部（以下「支部」という）という。

(目的)

第2条 支部は目黒会の支部機関であつて会員相互の親睦と友好、情報交換を図ることを目的とする。

第2章 役員, および 会員

(役員)

第3条 支部には下記の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 支部長 | 1 名 |
| (2) 副支部長 | 4 名以内 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 幹事 | 4 名程度 |

(役員を選任)

第4条 支部長, および副支部長は, 役員の互選により, 役員は会員の推薦により総会にて選任する。事務局長は, 支部長がこれを委嘱する。副支部長が事務局長を兼務することは妨げない。

2 支部長は, 目黒会正会員とする。

(役員職務)

第5条 役員職務は, 次のとおりとする。

- (1) 支部長は, 支部を代表して会務を総理する。
- (2) 副支部長は, 支部長を補佐し, 支部長に事故のあるときは, その職務を代行する。
- (3) 幹事は, 支部の予算, 決算, 規程の改廃手続き, および支部長, 副支部長, ならびに会員の諮問する事項を審議する。
- (4) 事務局長は, 支部の会計事務, および庶務事項をつかさどる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し、事務局長を除く役員再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合には、速やかに補充する。
- 3 任期途中で補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(監査役)

第7条 会計の監査を目的し、1名以上の監査役を置く。

- 2 監査役は、会員の推薦により総会にて選任する。
- 3 監査役任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 監査役に欠員を生じた場合には、速やかに補充する。
- 5 任期途中で補充された監査役任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 監査役は、前年度の会計を監査する。なお、監査結果は総会にて報告される。

(会員資格)

第8条 支部の会員は、四国に在住する、または四国に主たる勤務地を置く機関に勤務する目黒会会員とする。

- 2 前項1に該当しない目黒会会員であっても、会員の推薦があり、役員会で承認されれば、会員となることができる。

第3章 会 議

(総会)

第9条 総会は、支部の最高機関であって、下記に掲げる事項を審議する。

- (1) 前年度事業報告、および収支決算
 - (2) 重要な運営計画
 - (3) 規程の変更
 - (4) 役員および監査役の選任
 - (5) 解散
- 2 総会は、毎年1回支部長が招集する。但し、必要なときは、臨時にこれを召集することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、第3条に述べる役員をもって組織する。

- 2 役員会は、支部の運営にあたる。
- 3 役員会は、必要に応じ支部長が招集する。
- 4 役員会は、全役員過半数の参加を成立条件とする。

(役員会の議決)

第11条 役員会の議決は、出席役員の多数決による。

第4章 代議員の選出

(支部代表代議員の選出)

第12条 四国支部は、目黒会の要請に従い、支部の正会員の中から1名の支部代表代議員を選任する。

- 2 支部代表代議員の選任は、支部総会での議決によることを基本とし、支部総会の開催が困難な場合には、支部役員会にて議決するものとする。
- 3 支部代表代議員の選任時期・任期等の条件は、目黒会からの要請に含まれるものとする。
- 4 支部代表代議員に欠員が生じた場合、1～2項に従い、速やかに補充の支部代表代議員を選任する。
- 5 補充の支部代表代議員の任期は、前任の支部代表代議員の任期を引き継ぐものとする。但し、補充する支部代表代議員の残りの任期が6ヶ月未満の場合は選任しない。

第5章 個人情報保護

(個人情報保護)

第13条 役員、および会員の個人情報の取扱いは、一般社団法人目黒会個人情報保護規程に従う。

第6章 会計

(経常費)

第14条 支部の経費は、会員よりの会費、および寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第7章 雑 則

第16条 支部の運営に必要な事項でこの規程以外の事項は、支部役員会の議決を経て支部長が別に定める。また、そのような場合には、支部総会で報告するものとする。

第17条 本規程の改廃は、支部総会で行うものとする。

附 則

附則1 支部設立の際における役員は、立候補者から選出するものとする。

附則2 本規程は、2011年5月の目黒会総会での支部設立承認をもって実施する。

改 訂 履 歴

2011年 5月24日	制定
2012年11月10日	改訂
2018年11月10日	改訂
2020年 9月 5日	改訂

目黒会四国支部

公務への費用支出に関する内規

第1章 総 則

(目的)

第1条 本内規は、目黒会四国支部の役員および会員が、支部公務を行う際に必要となる費用について定める。

(公務の範囲)

第2条 支部による費用支出の対象となる公務は、支部活動に必要不可欠なものに限る。具体的には、本内規に定める事項および役員会にて承認を得た事項とする。

第2章 出張旅費

(費用支出対象となる出張)

第3条 費用負担の対象となる出張は、以下のとおりとする。

- ・目黒会定期総会への出席
- ・他支部の総会への出席（1名：1回／年程度）
- ・上記以外で、支部長または役員会にて承認された出張

(出張旅費の種類)

第4条 出張旅費は、交通費および宿泊費とし、日当は支払わない。

2 第5条および第6条に基づく出張旅費よりも安価になる場合は、可能な限り宿泊パックを利用する。

(交通費)

第5条 交通費の支給基準は以下のとおりとする。

- (1) 出張者の住所地から出張目的地までを支給対象区間とし、通常の公共交通機関による最も経済的な経路および方法によって計算する。
 - (2) 鉄道賃は、乗車券および指定席特急券（新幹線特急券含む）料金を支給する。
 - (3) 航空賃は、実費を支給する。なお、原則として早割等の割引を利用する。
 - (4) 船賃は、乗船券（1等まで）料金を支給する。
 - (5) 車賃（バス）は、乗車券料金を支給する。
- 2 前項によらず、出張者のスケジュールの都合等により航空機やタクシー等を利用し、その利用を事務局長が認めた場合は、実費を支給する。

- 3 前項によらず、スケジュールの都合等により私有車で移動し、その利用を事務局長が認めた場合は、高速道路等の通行料および駐車場利用料金の実費を支給する。

(宿泊費)

第6条 宿泊費は、出張中の夜数に応じて1夜当たり10,000円を支給する。

(宿泊パック)

第7条 宿泊パックを利用した場合は、実費を支給する。

(支給)

第8条 第5条、第6条および第7条に基づき、事務局長が計算の上、出張者に出張旅費を支給する。

- 2 実費を支給する場合、出張者は証明資料(領収書等で、交通機関の利用日、区間、費用等が分かるもの)を事務局長に提出する。
- 3 事務局長により公務の遂行のために必要と認められた場合、上記以外の必要経費(例:手土産)について、実費を支給する。

第3章 総会・懇親会に係る費用

第9条 総会および総会後の懇親会に係る費用は参加者より徴収する参加費および寄付を充当する。

- 2 支部長が承認した場合は、支部長が指定する金額を補助費として支出する。

第4章 役員会に係る費用

第10条 会議室利用料等、役員会の開催に必要となる費用を支出する。

第11条 役員会に出席した役員については、下記のとおり、交通費を支給する。

所在地が開催地県内の役員	: 1,000円
所在地が開催地県外(四国内)の役員	: 3,000円

第5章 交流会・イベントに係る費用

(費用支出対象となる交流会・イベント)

第12条 交流会・イベントは、会員相互の親睦と友好、情報交換を図ることを目的とする。費用支出対象となる交流会・イベントは、総会に合わせて開催する交流会・イベントおよび役員会にて検討を承認された交流会・イベントとする。

(交流会・イベントにおける費用支出対象)

第13条 代理店等に依頼して、有料で交流会・イベントの検討および準備を行う場合、当該費用を支出する。ただし、事前に支部長へ予定金額、依頼先および概要を報告し、承認を得たものに限る。

2 支部長が承認した場合、支部より交流会・イベントの開催費用の半額を上限に、支部長が指定した金額を活動補助費として支出する。なお、上限額以上の活動補助費を支出する場合は、役員会での承認を得ることとする。

3 前項以外で、支部長が必要と判断した場合は、費用を支出する。

第6章 事務にかかる費用

第14条 支部の事務を運営するために必要となる消耗品費、印刷費、通信費および運搬費については、支部長および事務局長の承認に基づき、支出する。

第7章 雑 則

第15条 領収書等の証明資料を含む監査資料の保管期限は、5年間とする。

第16条 支部費用の支出に関して、この内規以外の事項は、役員会にて協議する。

第17条 本内規の改廃は、役員会で行うものとする。

改 訂 履 歴

2018年8月25日 制定